

令和7年度事業計画書 (令和7年7月1日～令和8年6月30日)

令和7年度は、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業（以下「資金決済業」という。）を取り巻く環境変化等も踏まえ、会員が行う資金決済業の適切な実施を確保し、資金決済業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るとともに、会員のニーズに応えるため、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）として一層の態勢整備・充実を図り、次の業務を着実に推進する。

I 取引の適正化と利用者等保護への取組

1. 登録申請、変更届出及び基準日報告等の行政への申請・届出並びに社内規則等に係る会員からの照会・相談等への対応

会員の登録の申請、発行の届出、変更届出書、基準日報告等に係る照会・相談等に適切に対応するとともに、会員が態勢整備に必要な社内規則や利用規約・加盟店規約等の策定・見直しを行うに当たり、必要な助言・指導を行う。

2. 自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの一部改正について

資金決済法の法令及び事務ガイドラインの改正等を踏まえ、法律顧問と連携し、所要の手続を経て自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの見直しを行う。

3. 資金決済法関係法令集（電子版）の改訂

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、金融庁告示（名称のみ）、事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する「資金決済に関する法律関係四段表」のほか、別紙様式、告示、事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン・FAQ、サイバーセキュリティ・ガイドライン、個人情報保護法の法令・ガイドライン・Q&A及び金融分野ガイドライン・実務指針・Q&Aに加え、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの改正案に関するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等をとりまとめた「資金決済関係法令集」（電子版）を作成（法令等の改正に伴い、年1回程度を目途に見直し）し、会員専用ページに掲載している。

7年度も、引き続き資金決済法関係法令集（電子版）について、資金決済法、政府令、告示及び事務ガイドライン等の改正を踏まえ、必要な見直しを行う。

4. 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等のとりまとめ・公表（半期ベース）

資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の整備・高度化とともに、不正が発生した場合の補償方針を策定・公表し、不正が発生した場合には、真摯な相談対応、補償方針に沿った補償を実施しているところである。

資金移動業者においてこうした不正防止に向けた積極的な取組が行われていることも踏まえ、協会において利用者が資金移動サービスを安心して利用するための利用者向けの広報活

動の一環として、金融庁と緊密に連携し会員から報告があった不正取引の発生状況・補償状況等を半期ベースでとりまとめて、所要の手続を経て、協会ホームページで対外公表を行う。

5. 詐欺被害防止のための消費者向けの注意喚起・啓発活動

7年4月に政府から「国民を詐欺から守るために総合対策2.0」が策定・公表され、金融庁は、協会等と連携し、電子マネー発行事業者における被害防止の推進及び広報・啓発活動を強化することとされたことやインターネットで利用できるサーバ型前払式支払手段を購入させて当該前払式支払手段の価値を詐取する被害が依然として継続していること等を踏まえ、会員や金融庁、国民生活センターなどの関係者と連携し、引き続き詐欺被害防止のための消費者向け広報・啓発を推進する。

(注) 令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検知状況（確定値）のうち電子マネー型は認知件数2,305件（前年比-31.6%）、被害額17.4億円（前年比-18.7%）（7年5月23日付警察庁公表資料）

II 資金決済業者の経営基盤強化への取組

1. 資金決済業者と金融庁との意見交換会の開催

会員と金融庁との意見交換会は、前払式支払手段の発行の業務関係、資金移動業関係について、金融庁の資金決済業に対する金融行政方針や求める課題、業界の取組等について意見交換を行う。

2. 資金決済業に関する法令・ガイドラインの改正等に関する検討、協議、意見提出等

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告を踏まえ、7年3月、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化等に関する資金決済法の改正法案が閣議決定され、国会に提出され、6月6日に可決、成立した。金融庁に対し、改正資金決済法を踏まえ作成される政府令・事務ガイドライン等の改正案の事前の情報提供を求め、金融庁等と意見交換を行いつつ、法律顧問と緊密に連携し、会員の意見・要望等を踏まえ、「資金決済法に関するフォローアップ委員会」等において、検討・議論を行い、必要に応じ、所要の手続を経て意見提出等を行う。また、その他の資金決済業に関する法令・ガイドライン等の改正に際し、会員の意見等を踏まえ、金融庁等の関係省庁と協議・調整等を行い、必要に応じ、所要の手続を経て意見提出等を行う。

3. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（FATF勧告16改訂を含む。）への対応

令和10年8月にFATF第5次対日相互審査に係るオンライン審査を行われることを見据え、マネロン等に関する行動計画（令和24～26年度）において、①マネロン等対策の実効性向上、②リスク環境の変化に応じたマネロン等対策の強化が記載されている。また、金融庁から資金移動業者等は、整備された態勢を基に、自らが継続的にその有効性を確認・分析・評価し、環境やリスクの変化を踏まえ、不足する点や高度化の余地がある点について改善・見直

しを絶えず行い、管理態勢を維持・高度化していくことが求められている。さらに、7年3月、金融庁は、マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理を策定し、併せて有効性検証に関する事例集をとりまとめて公表したところである。協会において、金融庁等と連携し、態勢整備の強化・高度化のために、会員自らが実施する有効性検証の実施・改善のための取組への支援を行う。

また、6年2月、FATFによる市中協議文書「FATF勧告16の改訂に関する説明文書及び勧告改訂案」が市中協議に付されたが、FATFにおいて、市中協議の結果を踏まえ、再検討され、7年2月、再市中協議文書（主な改訂項目「決済ビジネスモデルの変化を踏まえた決済の始点・終点及び各主体の義務の明確化や送付人・受取人情報の内容・質の改善等」）が公表されたところであり、同年6月に最終化に向けたとりまとめが行われる予定である。

協会において、FATF勧告16の改訂を踏まえた金融庁等での制度整備の検討に際し、会員の意見等を踏まえ、金融庁等と協議・調整し、必要に応じ意見書等の提出を行う。

4. 金融分野における金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習及びガイドラインへの対応

平成27年7月、金融庁において「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組の一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成27年度から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施しており、令和元年度以降、会員（前払式支払手段発行者及び資金移動業者）も当該演習に参加（6年度は会員16社が参加）してきたところである。7年4月、金融庁から会員に対し「令和7年度金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 10）」への参加要請が行われたことを踏まえ、会員に対し参加に向けた働きかけを行うとともに会員の演習結果の課題等に関する情報提供を行う。

また、6年10月、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が策定され、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化が求められたところであり、引き続き、会員のサイバーセキュリティ管理態勢の整備・強化に対する取組を支援する。

5. 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から提供されるサイバー攻撃の動向等の会員への情報提供及び全分野一斉演習への対応

4年6月、サイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、金融分野において銀行、保険、証券に加えて、主要な前払式支払手段発行者及び主要な資金移動業者（以下「主要な資金決済業者」という。）がサイバーセキュリティ基本法上の重要インフラ事業者に追加された。これに伴い、協会が資金決済セプター（セプターの分野は全部で20）の事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局であるNISCから提供されるサイバー攻撃の動向及びソフトウェアの脆弱性情報等に関する資金決済業者への情報提供のほか、NISCが主催する全分野一斉演習や官民連携演習に関与することとなった。7年度も、引き続き、NISC・金融庁と連携し、会員である主要な資金決済業者に対し全分野一斉演習、官民連携演習、セプター訓練等に関する情報の提供・連携等のほか、NISC等から提供されるサイバー攻撃の動向やソフトウェアの脆弱性情報等に関する情報提供等を行う。

6. 全銀ネット等と連携し、全銀システムへの参加の検討又は関心を有する資金移動業者との情報連携・情報提供

7年4月に、次期A P I ゲートウェイの稼働も見据えた全銀システムの追加機能を含めた全銀システムの高度化及び資金移動業者の参加促進に向けた対応を検討するため、「全銀システム高度化・データ連携促進に関するワーキンググループ（WG）」及び「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等が設置されたところであり、本年11月にA P I ゲートウェイのサービス提供が開始されるとともに、引き続き全銀システム高度化等について検討が行われる予定である。協会においては、全銀ネット事務局と連携し、WG及びタスクフォース等に参加し、資金移動業者の全銀システム参加の検討に資するよう、全銀システムの高度化の検討状況等に係る情報の提供を行うとともに、WGのメンバー・オブザーバーである会員と連携し、必要に応じ要望等を行う。

7. 中央銀行デジタル通貨（C B D C）に関する連絡協議会への対応

日本銀行においては、3年4月から行っているC B D Cに関する基本的なアイデアが技術的に実現可能かどうかを確認するプロセスである概念実証が5年3月に完了し、5年4月からパイロット実験を実施することとし、実験用システムを構築し性能試験等を行うとともに、机上検討を推進中である。また、C B D Cの制度設計を適切に進める観点から「C B D C フォーラム」を設置し、資金決済業者を含むリテール決済に関わる民間事業者が参加する複数のワーキンググループ（WG）において、K Y Cとユーザー認証、他の決済手段との水平的並存及び基本機能の事務フロー等のテーマに関する検討・議論が行われている。

協会としては、C B D C連絡協議会を通じてパイロット実験やWGの検討状況等について情報収集し、会員に情報提供するとともに、会員と情報連携を図り、会員の意見等を踏まえ、必要に応じ、要望等を行う。

（注）日本銀行は、令和2年10月に「中央銀行デジタル通貨（C B D C）に関する取組方針」を公表したあと、概念実証の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進め方について協議していくため、3年3月に「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」（全銀協等の金融団体、協会、F I S C、その他決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー）を設置し、3年4月以降、連絡協議会が9回開催されている。

8. キャッシュレス推進協議会における活動状況等に関する情報提供

協会は、キャッシュレス推進協議会におけるキャッシュレス推進への取組等に関する情報収集等を行い、会員への情報提供を行うため、団体会員として入会し、会員に対し、同協議会の活動状況等に関する情報提供を行っているところである。7年度も引き続き同協議会の活動状況等について情報提供を行う。

9. 関係省庁からの要請・注意喚起等のために提供された情報の管理及び会員への情報提供・周知

金融庁その他関係省庁等から会員に対する要請、注意喚起、情報提供等のために協会に提供さ

れた情報を管理するとともに、これらの情報について会員に対し提供・周知を行う。

III 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況について、引き続き効率的かつ効果的な会員調査の実施に努めることとする。また、会員調査の際に、資金決済制度や資金決済法の法令及び事務ガイドラインなどに係る行政への要望、併せて協会への要望等について意見交換を行うなど会員との対話の更なる充実を図る。

IV 資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

1. 資金決済業に関する照会・相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員や事業者等からの資金決済業に関する照会・相談、会員が行う資金決済業に関する利用者等からの相談・苦情及び紛争解決措置について適切に対応し処理する。

2. 相談、苦情及び金融ADR事業の集約整理、会員への還元

協会に寄せられた相談・苦情等について、相談・苦情分析システムを活用して集約した事例を内容別に分類・整理し、その傾向・特徴などをまとめて会員に還元する。また、金融ADRについて、金融ADR機関である東京三弁護士会と連携し、金融ADR事業の概要等をとりまとめて会員に対し情報提供を行う。

V 前払式支払手段の情報提供事項及び利用者保護措置に関する情報の会員に代わる周知

資金決済法第13条第2項の規定に基づき前払式支払手段に係る苦情相談窓口等に係る情報提供事項、前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第3項の規定に基づく利用者資金の保全に関する事項及び第三者による不正利用が行われた場合における補償方針等の利用者保護措置に係る情報について、会員である発行者の委託を受けて、発行者に代わり協会のホームページにおいて利用者に対し周知する。

VI 資金決済業に関する調査・研究

1. 第27回前払式支払手段発行事業実態調査

令和7年3月31日現在の全国の前払式支払手段発行者（2,035者）を対象に電子移転可能な前払式支払手段等を含め前払式支払手段の発行状況等の調査を実施する。なお、調査結果は第27回発行事業実態調査統計としてとりまとめて協会ホームページに掲載し公表する。

2. 第9回前払式支払手段の利用実態調査

引き続き会員のニーズ等も踏まえ、前払式支払手段の利用の実態等を把握するため調査を行う。結果は第9回前払式支払手段の利用実態調査としてとりまとめて協会ホームページに掲載し公表する。なお、詳細版は会員専用ページに掲載する。

VII 資金決済業に関する広報・啓発活動

1. 協会ホームページの更新について（6年度からの継続案件）

現在の協会ホームページは、平成24年7月の再構築後13年が経過しデザインが古く画面も小さいものとなっている。このため、現行のホームページについて、①閲覧頻度が高いページはトップページにリンクを設定することで閲覧者が目的のページに迷わず辿り着けるように対応する、②モバイル機器に適した画面を表示するように対応する、③CMSを利用しホームページの迅速な更新を可能とする、④WAFや事業者の定期的なセキュリティ診断によりセキュリティ対策を強化するなど改善策を講じることにより、協会の情報発信ツールとしての機能をより一層向上・強化したホームページに更新する。

2. 金融庁・財務局と連携した資金決済法（前払式支払手段）に関する共催説明会の実施及び協会事業活動の広報

金融庁の協力の下、平成24年度から全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに、財務局から前払式支払手段に係る法令・事務ガイドライン等に関する説明、協会から前払式支払手段の発行状況・利用状況等に係る調査結果や事業活動について紹介する説明会を開催してきた（令和元年から開催した4巡目の共催説明会は、令和2年の新型コロナ感染症の拡大により、開催を予定していた北陸、北海道、東北の3局との共催説明会は延期）。5年5月以降、経済活動の正常化が進展していること等を踏まえ、金融庁の協力の下、6年4月から4巡目の財務局との共催説明を再開（北陸局は令和6年能登半島地震による延期）したところである。

6年度から、5巡目となる共催説明会を関東、近畿、東海及び福岡の財務（支）局等と開催したところであり、7年度も金融庁の協力の下、引き続き、財務局との協議・調整を行った上で、共催説明会を開催する。

3. 消費生活センター等において開催される消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼への対応

国民生活センター、消費生活センター及び消費者団体等との間で消費者からの相談・苦情等に対する情報連携を強化するとともに、これらの団体が実施する消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼に対応する。

4. 前払式支払手段の払戻し・還付及び資金移動業の廃止に関する情報の利用者への提供

デジタル原則に照らした書面掲示規制の見直しに伴い、6年3月に内閣府令の改正が行われ、6年4月1日から前払式支払手段発行者が前払式支払手段の発行業務の廃止等に伴い保有者に対し払戻しをしようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て払戻しに関する情報を協会ホームページに掲載する方法により、また、資金移動業者が資金移動業を廃止しようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て、廃止に関する情報や利用資金の返金方法等に関する情報を協会ホームページに掲載することにより、公衆の閲覧に供することとされた。7年度も、引き続き協会ホームページにおいて還付に関する情報を含めこれらの情報を掲載することにより利用者への情報提供を行う。

5. 消費者向けパンフレットを活用した資金決済法の普及・啓発

5年1月に一般消費者が資金決済法の利用者保護の仕組みを理解し、前払式支払手段及び資金移動サービスの安全・安心な利用に資することを目的として消費者向けパンフレット「知っておきたい法律のはなし」を新たに作成し、協会ホームページに掲載したところである。消費生活センターへのセミナー等の際に消費者向けパンフレットを提供し、引き続き、資金決済法等に関する普及・啓発を行う。

6. 協会パンフレット（改訂版）の活用した協会事業活動の広報

協会パンフレット（改訂版）を活用し、財務局との共催説明会等の各種機会を通じ協会の事業活動について紹介し、協会の認知度の一層の向上を図る。

7. 「協会ニュース」の作成・発行

社員総会、理事会、各委員会、セミナー、研修会の開催など協会の事業活動に関する報告、苦情・相談等の受付状況、入退会のお知らせ等のほか、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等についての解説等を中心に、引き続き協会ニュースを作成し、会員専用ページに掲載し情報提供を行う。

8. 「決済協速報」の配信

資金決済業に係する制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメント実施に伴う会員への意見募集の実施及び意見等の提出、パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等に関する情報提供、資金決済業に係する審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への報告・届出に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に記載し、引き続き会員に隨時にメール配信する。

VIII セミナー・研修等の実施

1. セミナーの開催

資金決済業者に係する制度改正、マネロン・テロ資金供与対策、不正利用防止対策、サイバーセキュリティ対策、キャッシュレス決済の進展、デジタル通貨の動き等に係る新たな動向や会員のニーズや意向を踏まえつつ、必要に応じ、セミナーを開催する。

2. 前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続及び法令・事務ガイドラインの留意点等について、必要に応じ、研修会を開催する。

3. 実務上の課題の解決等に向けた会員等による勉強会等の開催による資金決済業界全体のリスク管理等に係る態勢整備の底上げ・高度化

会員各社が資金決済業に係る実務面において抱える課題等について、その解決に向けた取組等に係る情報提供・共有や意見交換を行う勉強会を開催し、協会（専門家を含む。）とも連携し、必要に応じ、その取組の概要等を参考情報等として会員に提供することなどにより、業界全体の法令等遵守・リスク管理・利用者保護等に係る態勢整備の底上げ・高度化を図る。

特に7年度においては、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」が策定・公表されたことを踏まえ、現在大手コード決済事業者が自主的に開催している「不正情報連携に関する事業者間意見交換会」をベースとして、会員と協会が連携し、これらの事業者及び不正対策等に關し知見・経験等を有する会員の参加を広く求め、協会事務局に不正取引・不正対策等に関する情報収集・情報共有・意見交換を行う定例（月1回）の勉強会を設置し協会及び会員と協働して、勉強会での成果を定期的又は必要に応じ勉強会に参加していない会員に対し情報提供とともに、半年に1回程度、セミナーを開催し、勉強会での成果を還元する取組を行うほか、協会会員間における情報共有等の枠組みの論点整理を行うなど、業界全体の不正利用防止対策等に係る態勢整備の底上げ・高度化を図る。なお、勉強会において、必要に応じ、関係当局、他の業界団体との情報共有・情報連携を行う。

IX 組織運営の円滑化

1. 社員総会及び理事会の開催

社員総会及び理事会について適正かつ円滑な運営を図る。なお、理事会については、必要に応じ、開催する。

2. 委員会等の開催

(1) 常設委員会の開催

総務、政策及び自主規制の常設委員会は、各々の任務をテーマに必要に応じ開催する。

(2) 資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催

資金決済法の改正に伴い、金融庁に対し、事前に政府令・事務ガイドライン等の改正案等の提供を求めて、会員・有識者等をメンバーとする「資金決済法に関するフォローアップ委員会」を開催し、検討・議論を行う。

(3) 資金決済業者会議等の開催

資金移動業者会議、紙・磁気型発行者会議、IC型発行者会議、サーバ型発行者会議等は、各々が抱える課題等をテーマとして、必要に応じ、開催する。

3. 会員相互の意見交換等

会員相互間の懇談・意思疎通、意見交換、連絡及び調整を推進する。

X 協会の組織体制の更なる充実・強化等

資金決済業に係る制度改正や決済インフラの高度化等が行われ、資金決済業に係る業務が拡大・複雑化するとともに、マネロン・テロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策及び不正利用防止対策等に関する対応等が求められる中、協会の組織体制の更なる充実・強化を図るため、即戦力となる職員等の採用活動を継続して行うとともに、実務経験や専門性の高い人材の採用・活用に努める。